

「税理士さんに聞いてみよう！消費税ってどんな税金？」

V. 輸出大企業の消費税負担は？

2026 年 7 月 8 日
清家税理士事務所
税理士 清家 裕

V. 輸出大企業の消費税負担は？－還付される巨額な消費税＝輸出還付金－

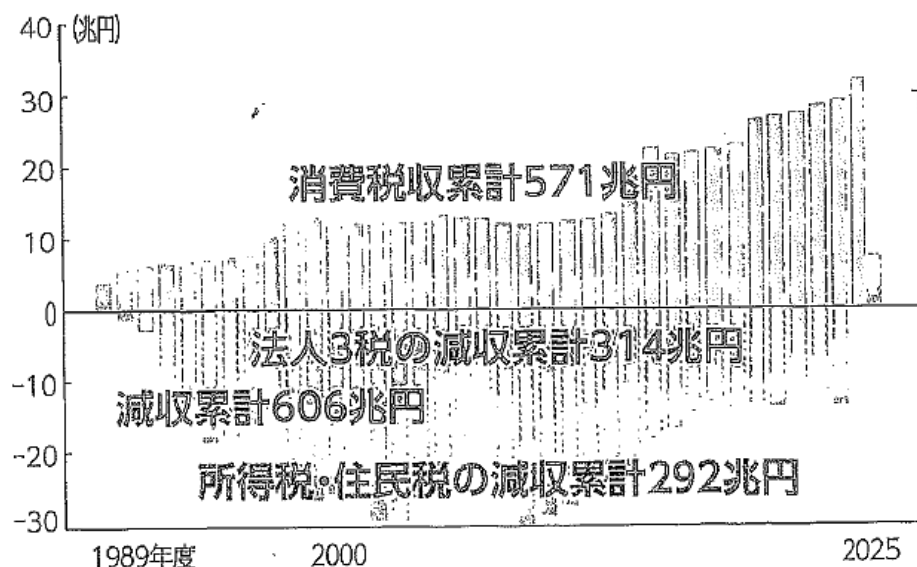
（１）輸出大企業の場合

- ①法人 3 税の減税財源に消費税収を充当（図表①…第 3 回再掲）
- ②輸出還付金制度で恩恵を受ける輸出大企業（図表②③④）
- ③税制改革法で推奨する消費税転嫁の実態は「弱肉強食」
- ④消費税率が上がるつど巨額化する輸出還付金（補助金＝リベート）
- ⑤大企業の利益、法人 3 税、内部留保の推移（図表⑤）

（２）高額所得者の場合

- ①所得税・住民税の減税財源に消費税収を充当（図表①…第 3 回再掲）
- ②高額所得者ほど税負担が軽くなる消費税の逆進性
(図表⑥…第 2 回再掲)
- ③消費税の非課税、不課税による恩恵（図表⑦⑧…第 2 回再掲）

① 消費税、法人3税、所得税・住民税の推移



法人3税(法人税、法人住民税、法人事業税)は89年度に対する減収額、所得税・住民税は91年度に対する減収額、23年度までは決算額、24年度は国税は補正後、地方税は予算額、25年度は国・地方とも当初予算見込み額より計算

[赤旗]2025年6月7日付より

②消費税の四つの取引（納税義務者は事業者）

* 計算式中の 10/110 は（税率 10%/本体 100%+税率 10%）の意味
売上額・仕入額に含まれる消費税額を算出する係数

(1) 課税取引

$$\begin{aligned} \text{①売上を含む消費税額} &= \text{売上高 } 2,200 \text{ 万円} \times 10/110 = 200 \text{ 万円} \\ \text{②仕入を含む消費税額} &= \text{仕入高 } 1,650 \text{ 万円} \times 10/110 = 150 \text{ 万円} \\ \text{③税務署への納付税額 (①-②)} &= 50 \text{ 万円} \end{aligned}$$

(2) 免税取引

$$\begin{aligned} \text{①売上を含む消費税額} &= \text{売上高 } 2,200 \text{ 万円} \times 0\% = 0 \text{ 円} \\ \text{②仕入を含む消費税額} &= \text{仕入高 } 1,650 \text{ 万円} \times 10/110 = 150 \text{ 万円} \\ \text{③税務署への納付税額 (①-②)} &= \underline{\underline{-150 \text{ 万円}}} \end{aligned}$$

* 税務署から還付

(3) 非課税取引

$$\begin{aligned} \text{①売上を含む消費税額} &= \text{なし} \\ \text{②仕入を含む消費税額} &= \text{仕入高 } 1,650 \text{ 万円} \times 10/110 = 150 \text{ 万円} \\ \text{③税務署への納付税額} &= \text{なし} \end{aligned}$$

(4) 不課税取引

3

図1 製造業輸出大企業に対する還付金額上位30社の推算

企業名	事業年度	売上高 (億円)	輸出割合 (%)	還付金額 (億円)	所轄税務署
トヨタ自動車	2024年4月～2025年3月	18兆2,776	80.0 (推定)	6,811	愛知・豊田
本田技研工業	同 上	4兆5,962	86.8 (推定)	2,365	東京・麻布
日産自動車	同 上	4兆0,817	84.0 (推定)	2,228	神奈川・神奈川
マツダ	同 上	3兆5,491	88.8 (推定)	1,731	広島・海田
SUBARU	同 上	2兆7,260	86.1 (推定)	1,200	東京・渋谷
三菱自動車	同 上	2兆2,868	78.8 (推定)	1,039	東京・芝
デンソー	同 上	3兆7,329	59.6 (推定)	1,058	愛知・刈谷
富士フイルムグループ	同 上	3兆1,958	65.6 (推定)	1,021	東京・麻布
いすゞ自動車	同 上	1兆4,282	63.6 (推定)	841	神奈川・横浜中
村田製作所	同 上	1兆1,063	92.8 (推定)	793	京都・右京
ダイキン	同 上	7,923	83.5 (推定)	751	大阪・北
キヤノン	2024年1月～2024年12月	1兆6,680	78.5 (推定)	719	東京・蒲田
大鵬薬品グループ	同 上	2兆3,298	70.0 (推定)	648	東京・神田
コマツ	2024年4月～2025年3月	1兆1,434	89.4 (推定)	575	東京・芝
クボタ	2024年1月～2024年12月	1兆1,896	78.7 (推定)	570	大阪・浪速
スズキ	2024年4月～2025年3月	2兆6,279	54.4 (推定)	515	静岡・浜松東
アサヒグループ	2024年1月～2024年12月	2兆9,394	54.0 (推定)	449	東京・本所
ブリヂストン	同 上	9,673	82.0 (推定)	432	東京・京橋
三菱重工業	2024年4月～2025年3月	1兆7,296	56.5 (推定)	426	東京・麹町
日立製作所	同 上	1兆7,742	61.4 (推定)	398	東京・麹町
日立建機	同 上	7,236	84.0 (推定)	394	東京・上野
ヤマハ発動機	2024年1月～2024年12月	8,695	93.7 (推定)	383	静岡・磐田
キリングループ	同 上	2兆3,383	48.1 (推定)	366	東京・中野
サントリーグループ	同 上	3兆0,797	52.0 (推定)	301	大阪・北
任天達	2024年4月～2025年3月	9,990	76.4 (推定)	285	京都・下京
武田薬品工業	同 上	5,803	90.9 (推定)	278	大阪・東
ファナック	同 上	4,852	86.3 (推定)	233	山梨・大月
日亜化学工業	2024年1月～2024年12月	3,806	65.6 (推定)	216	徳島・阿南
シマノ	同 上	2,552	90.8 (推定)	155	大阪・堺
花王	同 上	8,980	44.5 (推定)	151	東京・日本橋
合 計				2兆7,332	

この表は各社の最新の有価証券報告書により源泉税理士が推定計算したもの。還付金額は国税消費税と地方消費税の合計額。

3 4

(全国商工新聞 2025.9.8)

4

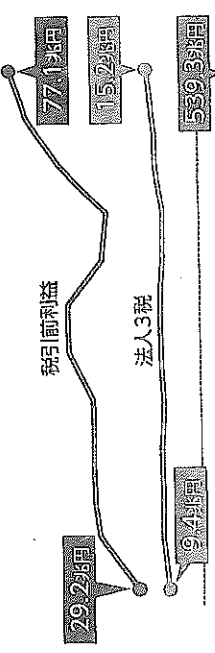
図3 消費税の税収が赤字になっている14税務署

税務署名(所在地)	赤字額 (億円)	推定される赤字の理由
1. 豊田税務署(愛知)	5,779	トヨタ自動車の本社があるため
2. 海田税務署(広島)	1,643	マツダの本社があるため
3. 神奈川税務署(神奈川)	1,134	日産自動車の本社があるため
4. 石川税務署(京都)	767	村田製作所の本社があるため
5. 菊池税務署(熊本)	646	台湾半導体企業TSMCがあるため
6. 厚木税務署(神奈川)	605	ソニーセミコンダクタソリューションズなどがあるため
7. 門真税務署(大阪)	435	パナソニックの本社などがあるため
8. 今治税務署(愛媛)	412	今治造船の本社などがあるため
9. 刈谷税務署(愛知)	351	デンソーの本社などがあるため
10. 海運税務署(大阪)	269	クボタの本社などがあるため
11. 磐田税務署(静岡)	177	ヤマハ発動機の本社があるため
12. 西条税務署(広島)	175	オノダなど輸出企業が多いため
13. 阿南税務署(徳島)	157	日亜化学工業があるため
14. 大月税務署(山梨)	28	ファナックの本社があるため

この表は各税務署の発表資料により源泉税理士が作成。各税務署の赤字額は国税消費税と地方消費税の合計額。

5

大企業の利益と法人3税、内部留保の推移



2012 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 (年)

内部留保

338.5兆円

9.4兆円

539.3兆円

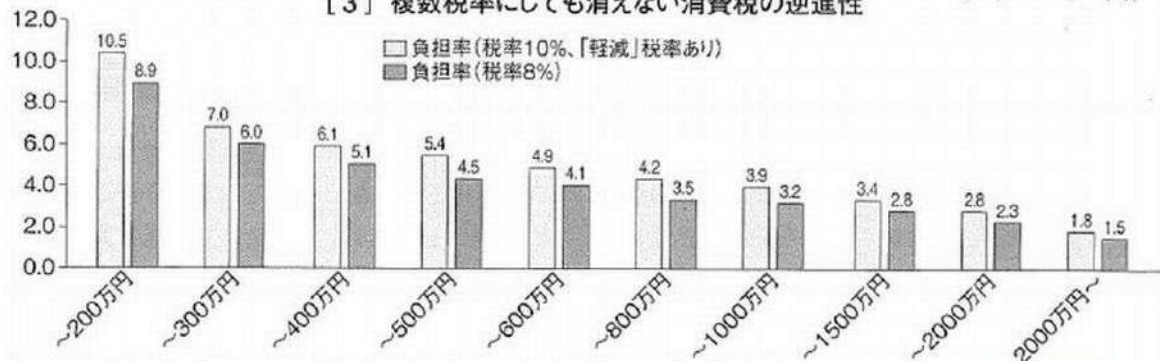
77.1兆円

15.2兆円

財務省「法人企業統計調査」から「大企業」:資本金10億円以上の企業(金融・保険業を含む) 「赤旗」2025年5月20日付より

⑥

〔3〕複数税率にしても消えない消費税の逆進性



注：年収200万円以下の層は、預貯金を取り崩して生活費に充てているため、負担率が税率より高くなる。
資料：総務省「全国消費実態調査」(2014年)、2人以上世帯の年別データから計算。

(出典)全労連・労働総研編
「2022年国民生活白書」

⑦

■非課税取引

項目	説明
非課税取引 (消法6①、消法別表一)	(1) 非課税に係る取引について支払者の側では、課税仕入れには含まれず控除対象に該当しません。 (2) 非課税取引は、資産の譲渡等に該当し、[仕入れに係る消費税額の控除計算]に関係します。
性格上課税対象と	1 土地の譲渡、貸付け 2 有価証券等の譲渡、支払手段の譲渡 3 利子、保証料、保険料など 4 郵便切手、印紙などの譲渡 5 商品券、プリペイドカードなどの譲渡 6 住民票、戸籍抄本等の行政手数料など 7 外国為替
非課税取引	
基づくもの	1 社会保険診療など 2 介護保険サービス、第一種・第二種社会福祉事業など 3 助産費用 4 埋葬料、火葬料 5 一定の身体障がい者用物品の譲渡、貸付けなど 6 一定の学校の授業料、入学検定料・入学金、施設設備費など 7 教科用図書譲渡 8 住宅の貸付け(特定のものを除きます。)
社会政策的配慮に	

(出典 前出)

⑧

〔不課税取引〕の例

対価性がないなど資産の譲渡等に該当しない取引	資産の無償貸付け
	贈与(みなし譲渡となるものを除きます。)
	同業者団体等の会費(対価性のないものに限ります。)
	受取保険金
	株式・出資に係る利益の配当等
	物品切手等の発行
	受託販売による物品切手等の販売(受領すべき販売手数料は課税となります。)
	僧侶のお布施、戒名料等
	お礼、お守り、おみくじの販売
	入学寄付金
対価性がないなど資産の譲渡等に該当しない取引	入湯税
	罰金・科料、過料
	外貨建債券・債務に係る為替換算差損益又は為替決済差損益
	給与等を対価とする役務の提供(退職金を含みます。)
	出向社員に係る給与負担金
	リース物件の滅失により支払う規定損害金(リース物件のバージョンアップ等を図るため、リース業者及びユーザーが合意の下に解約する場合の解約損害金は課税となります。)
	冠婚葬祭に伴う祝金、見舞金、ご祝儀、香典等
	本店と海外支店との間で授受される利子
	収益補償金、経費補償金、移転補償金
	差入補償金・敷金(返還されるものに限ります。)
国外において行う取引	譲渡担保(一定の要件を満たすものに限ります。)
	国外にある資産の譲渡又は貸付け
	国外での諸負工事(下請工事を含みます。)
	いわゆる三国間貿易
	国外間の輸送
	本邦からの輸出貨物に係る船荷証券の譲渡
	海外出張等に係る外国におけるホテル代、食事代、交通費等
	海外出張のために支給する旅費、宿泊費、日当等

(出典 前出)